

要望管理番号	要望事項管理番号	分類補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革/民間開放)	要望事項(事項名)	具体的な要望内容	具体的な事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)									
5057	5057139			z11012	全庁		平成14年4月より売掛債担保融資保証制度を利用する場合における債権禁止特約の解除を実施済。	b	債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約(リース契約等)及び譲渡対象(特定目的会社、特定債権等譲渡者等)について、平成18年度の実施に向けて、その点の検討を引き続き行う。	債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約(リース契約等)及び譲渡対象(特定目的会社、特定債権等譲渡者等)について、平成18年度の実施に向けて、その点の検討を引き続き行う。 要望主体から「各官庁及び地方自治体において、統一かつ早急な対応を要していること、また、他官庁から各官庁及び各地方自治体に異なる統一な共通ルールを定めること、国の会計法を所管する財務省において実施すべきである」、「債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約の拡大(リース契約等)について各官庁の統一な対応については、本件を主眼として各官庁の検討にあわせて対応していくこと」という見解が寄せられていることにも鑑み、要望事項の統一な対応に向けて貴省が主体的に対応することに関し、貴省の見解を確認したい。	要望主体から以下の要する意見、および、他官庁における対応状況も踏まえて、改めて検討されることに、検討のスケジュールにつきされた。	b	債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約(リース契約等)及び譲渡対象(特定目的会社、特定債権等譲渡者等)について、平成18年度の実施に向けて、その点の検討を引き続き行う。	(社)日本経済団体連合会	139	A	国・地方公共団体・地方公共団体向け金銭債権につき、速やかに譲渡禁止特約を廃止すべきである。そのため、各官庁共通のルール（譲渡禁止特約の対象となる債権の種類）の標準化による譲渡禁止特約の適用拡大を、事前協議事項を大幅に簡素化する。債権譲渡に対する取引の統一性を確保し、売買契約・譲渡契約に反すべきである。地方公共団体については同様の統一な取組が望ましい。	国・地方公共団体 国・地方公共団体向け金銭債権の種類(譲渡禁止特約の適用)の標準化による譲渡禁止特約の適用拡大を、事前協議事項を大幅に簡素化する。債権譲渡に対する取引の統一性を確保し、売買契約・譲渡契約に反すべきである。地方公共団体については同様の統一な取組が望ましい。	債権譲渡禁止特約の解除の対象となる債権の種類(譲渡禁止特約の適用)の標準化による譲渡禁止特約の適用拡大を、事前協議事項を大幅に簡素化する。債権譲渡に対する取引の統一性を確保し、売買契約・譲渡契約に反すべきである。地方公共団体については同様の統一な取組が望ましい。	国・地方公共団体	2006年3月より特定輸出申請制度が廃止された。この制度は、セキョリタ(対準)の強化と民間物産の流通促進に資するものとして、保安性確保を目的として、コンプライアンスの確保を条件に、あらかじめ税関の承認を受けた輸送品(特定輸出品)については、保税地域に貨物を入れて輸出申請を行い、輸出の許可を受けることも可能とする。輸出申請の審査と、輸出の許可を受けることも可能とする。輸出申請の審査と、輸出の許可を受けることも可能とする。輸出申請の審査と、輸出の許可を受けることも可能とする。													
5057	5057175			z11013	財務省	関税法第67条の11、関税法施行令第59条の6、関税法施行規則第9条	特定輸出申請は、その申請に係る貨物が置かれた場所を記載する税関官署に提出し、申請書の承認を受ける必要がある。また、輸出申請書の提出については、法令遵守規則(コンプライアンスプログラム)を定めていることが要件となっている。	a b c d e	1. 特定輸出申請制度については、本年3月に導入されたばかりであるが、今後は、同制度の運用状況等を見極めて、利用者の利便性の向上と納税者負担軽減の確保とを両立し、必要に応じた見直しを実施することとする。 2. 包括事前審査制度については、今後の特定輸出申請制度の検討を視野に入れた上で、必要な見直しを行うこととする。 3. また、税関に提出する法令遵守規則(コンプライアンスプログラム)については、申請者が法令遵守のための社内規則を定める場合には、当該社内規則に特定輸出申請に係る事項(輸出申告書、貨物検査等)が含まれていること(法令遵守規則として取り扱うこと)として、経済産業省のコンプライアンスプログラムとの一本化が可能となる。 4. なお、輸出申請の際に免除申請を要する貨物のうち、いわゆる「リターンコンテナ(通い帰)」については、現行制度上、特定輸出申請制度の利用が可能となっている。	特定輸出申請制度により多くの荷主が参加できるよう、次の点を要請する。 特定輸出申請は、貨物が置かれた場所を記載する税関官署に申請書が提出されているが、税関に提出された申請書の提出が、特定輸出申請書の提出と見做されることがあるが、特定輸出申請書の提出は、税関に提出された申請書の提出と同様に処理されるべきである。 特定輸出申請書の提出は、税関に提出された申請書の提出と同様に処理されるべきである。 特定輸出申請書の提出は、税関に提出された申請書の提出と同様に処理されるべきである。 特定輸出申請書の提出は、税関に提出された申請書の提出と同様に処理されるべきである。	(*)その前項で特定輸出申請制度の目的を実現できるようなあり方を見直し、輸出申請書の提出が、特定輸出申請書の提出と同様に処理されるべきである。	(社)日本経済団体連合会	175	A	特定輸出申請制度の改正(廃止) 輸出申請書の提出が、税関に提出された申請書の提出と同様に処理されるべきである。	特定輸出申請制度の改正(廃止) 輸出申請書の提出が、税関に提出された申請書の提出と同様に処理されるべきである。	特定輸出申請制度の改正(廃止) 輸出申請書の提出が、税関に提出された申請書の提出と同様に処理されるべきである。	関税法第67条の11 関税法施行令第59条の6 関税法施行規則第9条	財務省関税局	2006年3月より特定輸出申請制度が廃止された。この制度は、セキョリタ(対準)の強化と民間物産の流通促進に資するものとして、保安性確保を目的として、コンプライアンスの確保を条件に、あらかじめ税関の承認を受けた輸送品(特定輸出品)については、保税地域に貨物を入れて輸出申請を行い、輸出の許可を受けることも可能とする。輸出申請の審査と、輸出の許可を受けることも可能とする。輸出申請の審査と、輸出の許可を受けることも可能とする。輸出申請の審査と、輸出の許可を受けることも可能とする。														
5057	5057176			z11014	財務省	関税法第67条の2	貨物を輸出しようとする者は、税関長に輸出申請し、許可を受けなければならない。また、輸出申請は、原則として、申請に係る貨物を保税地域に入れた後に提出することとなる。	c	1. 関税関、税関においては、物流セキュリティの強化と国際物流の高度化に資する物流促進策を推進するため、コンプライアンス等の確保を条件に、予めいずれかの税関長の承認を受けた輸出品(特定輸出品)については、保税地域に貨物を入れないで輸出申請(特定輸出申請)し、輸出の許可を受けることも可能な特定輸出申請制度を本年3月1日から導入していることである。 2. 輸出申請については、書類、フィジカル等の不正輸出を取り締まるため、必要に応じて検査を行うことが不可欠である。許可制を維持することが重要である。 3. なお、国外国においても、輸出につき届出制を採用している米国の場合は、EU諸国等においては、特定の場所を輸入後に輸出申請を行い、輸出の許可を受けることが必要とされており、我が国と同様の制度となっている。	輸出申請の提出が、税関に提出された申請書の提出と同様に処理されるべきである。	(社)日本経済団体連合会	176	A	輸出申請書の提出が、税関に提出された申請書の提出と同様に処理されるべきである。	輸出申請書の提出が、税関に提出された申請書の提出と同様に処理されるべきである。	輸出申請書の提出が、税関に提出された申請書の提出と同様に処理されるべきである。	関税法第67条、第67条の2	財務省関税局	輸出申請書の提出が、税関に提出された申請書の提出と同様に処理されるべきである。															
5057	5057177			z11015	財務省	関税法第98条、第100条、第101条 税関手続手数料令第5条	税関の執務時間外に臨時の執務を求めるときは、臨時執務手数料を納付し、税関長の承認を受けなければならない。	d	1. 航空貨物の通関については、成田空港、関西国際空港及び中部空港の税関官署において24時間体制で通関業務を処理しており、海上貨物の通関については、特設税関事務所を設置した主要な港湾を初めとする14官署において執務時間外の通関体制を整備していることである。 また、これらの官署以外に官署にない臨時の申請があった場合には、適切に対応することとしている。 2. 一方、臨時執務手数料については、税関における業務の実態を踏まえ、現行の水準を維持し、平成16年度より増加した約80円から4100円に引き下げるとともに、平成15年4月から、構造改革特別地域における特別措置として、通常の手数料額の2分の1を軽減し、本措置については、平成17年4月から全国展開したところである。 3. なお、国外国の例を見ても、例えば英国、フランス等は、執務時間外に業務を行う場合には手数料が必要とされており、米国では、執務時間外に到着する輸入申請を行う場合に一定の手数料を要するほか、執務時間外には更に追加的な手数料が必要とされている。	税関業務の効率化を促進するための取組が望ましい。	(社)日本経済団体連合会	177	A	税関業務の24時間365日体制を実施(臨時執務手数料及び費用負担の軽減)すべきである。	税関業務の24時間365日体制を実施(臨時執務手数料及び費用負担の軽減)すべきである。	税関業務の24時間365日体制を実施(臨時執務手数料及び費用負担の軽減)すべきである。	関税法第98条、第100条、第101条 税関手続手数料令第5条	財務省関税局	税関業務の24時間365日体制を実施(臨時執務手数料及び費用負担の軽減)すべきである。															
5057	5057178			z11016	財務省	関税法第67条、通関手続手数料令第5条	輸出申請又は輸入申請は、貨物を載せる場所を記載する税関官署に提出し、申請書の承認を受ける必要がある。また、輸出申請又は輸入申請は、原則として、仕入等関係書類を税関に提出する必要がある。	a b c	1. 同一税関管内の税関官署への申請について、蔵地場所の如何にかかわらず、通関業者が希望する税関官署に一元的に申請できるようにすることについては、汎用貨物検査に際しては、迅速な対応を要するおそれがあることから、基本的には、貨物の蔵地場所を記載する税関官署に対して輸出申請等を行う必要がある。 2. 輸入申請等の電子化については、従来より、税関情報処理システム(NACCS)を導入し、オンラインによる輸出申請等の処理を可能とする。税関業務を行うNACCSと輸入申請等の処理を行う電子システムとの連携により、前後の業務を、従来の紙の証明・確認を電子的に行うことを可能としたことである。 また、平成19年7月からは、利用者が一部の力(送付で複数の手続を同時に行う)を省略するシステムを導入したところである。 3. 一方、平成17年には、日本経済団体連合会からの提言(輸出・港湾手続の効率化に関する提言)(平成16年6月22日)を踏まえ、NACCSと輸出申請システム(通関手続)との連携を図り、前後の業務の効率化を図ったことである。 4. また、輸出申請等の電子化については、本年3月に公表した税関業務の業務システム最適化計画において、Sea-NACCS(海上貨物関税情報処理システム)については平成18年度(7月)に予定しているシステム変更(Sea-NACCS(航空貨物通関情報処理システム))については平成21年度に予定しているシステム変更を実施し、これらのシステムを利用して、インターネット、パソコン等を用いた申請の提出を可能とするなど、税関手続全体として電子化を推進するための措置を講ずることとしている。	輸出申請書の提出が、税関に提出された申請書の提出と同様に処理されるべきである。	(社)日本経済団体連合会	178	A	税関申請書の自由化 輸出申請書の提出が、税関に提出された申請書の提出と同様に処理されるべきである。	輸出申請書の提出が、税関に提出された申請書の提出と同様に処理されるべきである。	輸出申請書の提出が、税関に提出された申請書の提出と同様に処理されるべきである。	関税法第67条、通関手続手数料令第5条	財務省関税局 税関業務局 経済産業省	輸出申請書の提出が、税関に提出された申請書の提出と同様に処理されるべきである。															

Table with 21 columns: 要望項目番号, 要望事項管理番号, 分類補助番号, 統合, 管理コード, 所管省庁等, 該当法令, 制度の現状, 措置の種類, 措置の内容, 措置の概要(対応策), その他, 再検討要請, 措置の種類, 措置の内容, 措置の概要(対応策), 要望主体, 要望事項番号/民間開放, 要望事項(事項名), 具体的な要望内容, 具体的な事業の実施内容, 要望理由, 根拠法令等, 制度の所管官庁等, その他(特記事項)

